

國學院大學學術情報リポジトリ

『日本書紀』における蝦夷の考察：
景行紀の神話的背景：
特集『日本書紀』研究の現在と未来

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 井上, 隼人, Inoue, Hayato メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000611

『日本書紀』における蝦夷の考察

— 景行紀の神話的背景 —

井上隼人

一、はじめに

『古事記』や『日本書紀』、風土記、『万葉集』という上代文献で蝦夷を探した場合、『日本書紀』にはおよそ八〇例が見出せる。そのほかは『古事記』、『常陸国風土記』逸文、『陸奥国風土記』逸文にそれぞれ一例見出せるが、これらは征討対象として簡潔に触れるのみである。蝦夷への言及は、上代文献において『日本書紀』を際立たせる要素であると言つてよいであろう。そもそも蝦夷とは「其東夷之中、蝦夷是尤強焉。」（景行紀

四十年七月）という表現が示すように、大和政権の秩序の外にあった東国の人々を指した表現であり、華夷思想を具現化するために作り出された観念上の身分集団である^①。すでに多くの指摘があるように、記されている内容がそのままの実態を示すとは考えがたく、歴史学的考察の対象とするには史料批判が不可欠であろう。

しかし一方で、蝦夷に対する表現が『日本書紀』にもたらす意味を考えると、この作品論的立場からの考察もあり得るのではないか。たとえば『古事記』における蝦夷は次のように記されている。

1. 自_レ其人幸、悉言_レ向_レ荒夫疏蝦夷等_一、亦、平_レ和山河荒
神等_二而_一、
(景行記)

右で注目したいのは、蝦夷が言向の対象となつてゐる点である。倉野憲司氏²⁾は言向の多くが神を対象とする点に注目し、言向とは本来荒ぶる神を対象とする宗教的行為であり、右はその本来的な意義が時代の変遷にともなつて薄れた例であると述べてゐる。しかし右の例外的な用法はむしろ、蝦夷の特殊性を表しているのではないか。すなわち倭建命は神とも人ともつかない異質な相手と戦つてゐると考えられるのである³⁾。化外の地に住まう人々を『古事記』がどのように描き出そうとしてゐるのかを考えるうえで注目される例であるが、記述があまりに少なく、右以上に具体的な考察は容易に加えられそうにない。

一方、『日本書紀』の場合、蝦夷は『古事記』に比べて遙かに豊富な描写を持つてゐる。歴史の実態とかけ離れてゐるとは言え、それらの表現が選ばれた理由やもたらす意義について考察することは、充分可能であると思われる。以下本稿では、特に景行紀の蝦夷関連記事を対象に、蝦夷征討が負うテーマと神話的背景について論じてみたい。

二、『日本書紀』における蝦夷の分布と文飾

考察を進めるにあつて、まず『日本書紀』における蝦夷の用例を概観しておく。登場する巻と用例数を併せて掲げると次の通りである。

- 卷三・神武紀：一例 ※唯一の仮名書き例（紀十一番歌謡）。
- 卷七・景行紀：十四例
- 卷十・応神紀：二例
- 卷十一・仁徳紀：四例
- 卷十四・雄略紀：三例
- 卷十五・清寧紀：一例
- 卷十九・欽明紀：一例
- 卷二十・敏達紀：三例
- 卷二十一・崇峻紀：一例
- 卷二十三・舒明紀：五例
- 卷二十四・皇極紀：三例
- 卷二十五・孝徳紀：三例
- 卷二十六・斉明紀：三十二例
- 卷二十七・天智紀：二例

卷二十九・天武紀(下) ……二例

卷三十・持統紀…七例

右のようにまとめると、蝦夷は全三十巻のうち十六巻に登場していること、そして用例の半数が景行紀・斉明紀に集中しているという傾向が見て取れる。これらの記事は、早くは津田左右吉氏^①が景行紀の検討をもとに、大化以後・持統朝以前という原史料の改変時期を推定している。また坂本太郎氏^②は、斉明紀以前の蝦夷関連記事を①旧辞潤色型、②氏族伝承型、③造作型、④実録型という四つに分類し、その多くが史料としての信憑性に乏しいこと、そして旧辞の改変は大規模な蝦夷征討が行われた斉明朝に行われたと論じている。両氏の指摘は『日本書紀』の蝦夷関連記事に歴史の実態を見出すことの難しさを示すとともに、その記述に編纂上の意図が色濃く反映していることを示唆している。とすれば『日本書紀』の蝦夷関連記事は、両氏が「改変」「潤色」と指摘する要素に込められたねらいや意図について考察することが求められると言えよう。

右のような方向で考察するにあたって、蝦夷の容姿について述べた次の例に注目してみたい。

2. 二十七年春二月辛丑朔壬子、武内宿禰自_三東国_一還之奏言、東夷之中、有_二日高見国_一。其国人男女並_①椎結_②文身、

為人勇悍。是総曰_二蝦夷_一。亦土地沃壤而曠之。擊可_レ取也。

(景行紀二十七年二月)

右では東国から帰朝した武内宿禰が、蝦夷と呼ばれる人々について報告している。容姿の描写にあたる波線部①「椎結」は諸写本において「推結」と記されているが、谷川士清『日本書紀通証』は「當作_二椎結_一出_二漢書西南夷伝_一註_二結読曰_レ髻為_レ髻如_二椎形_一也」と述べる。従うべき校訂案であると思われるが、ここで注目したいのは士清がその根拠として指摘する『漢書』の例である。右では顔師古注が挙げられるのみであるが、同注は次の本文に付されている。

3. (西)(南)夷君長以_レ十数、夜郎最大。其西、靡莫之属以_レ十数、滇最大。自_レ滇以北、君長以_レ十数、邛都最大。

此皆椎結、耕_レ田、有_二邑聚_一。

右で記される「椎結」という容姿は「巴蜀西南外蛮夷也」と位置づけられる土地のものであり、蛮夷の装いとして記されている。また河村秀根・益根『書紀集解』は同じく『漢書』を引き「李陵伝曰_二胡服椎結顔師古曰_二結読曰_レ髻_一、一撮_レ之髻、其形如_レ椎」と述べている。これは「後、陵律持_二牛酒_一旁_二漢使_一、博飲。兩人皆胡服椎結。」(『漢書』李広蘇建伝)という例に付された

注であり、匈奴に捕らえられた李陵・衛律が匈奴と同じ格好をしていることを述べた部分である。「椎結」とは蛮夷の容姿としての意味合いを持つと言つてよいであろう。さらに波線部②「文身」には「東方曰夷。被髮文身。有不火食者矣。」（「礼記」王制）という例がある。2における蝦夷の描写は、華夷思想を具現化する表現であると考えられるのである。

このような蝦夷に対する意義づけは、次の例にも指摘することができる。

4. 則天皇持斧鉞、以授日本武尊曰、朕聞、其東夷也。識性暴強、凌犯為宗。村之無長、邑之勿首。各貪封界、並相盜略。亦山有邪神、郊有姦鬼。遮衢塞徑、多令苦人。其東夷之中、蝦夷是尤強焉。男女交居、^①父子無別。^②冬則宿穴、夏則住櫟。衣毛飲血、昆弟相疑。登山如飛禽、行草如走獸。承恩則忘、見怨必報。是以箭藏頭髻、刀佩衣中、或聚党類而犯辺堺、或伺農桑以略人民。擊則隱草、追則入山。故往古以來、未染王化。（景行紀四十年七月）

右の波線部①について『書紀集解』は「史記商君伝曰秦戎翟之教、父子無別同室而居。」と述べている。商君が、自身が国政改革を行う以前の秦の様子を述べた表現であり、未開性を

印象づけるための表現であると読み取れる。また波線部②について『日本書紀通証』『書紀集解』は、ともに次の例を指摘する。

5. 昔者先王未有宮室。冬則居營窟、夏則居橧巢。未有火化。食草木之實・鳥獸之肉、飲其血、茹其毛。未有麻糸。衣其羽皮。（「礼記」礼運）

右例では火を使わず、野生さながらの衣食住を送っていたことが述べられている。ただし4には右で重要な意味を持つ火への言及がないことを考えると、『書紀集解』がさらに指摘する「冬穴夏巢之時、茹毛飲血之世」（『文選』序）の方が、4を理解するうえでよりふさわしいと思われる。ともに上古の世について述べた表現であり、蝦夷の未開性を印象づけるための表現であると言えよう。

右のような漢籍に倣つたと思しき表現は他にもあるが、注目されるのは、そのような表現は景行紀における初出部分に集中しているという点である。岩波旧大系補注には「ここは書紀に蝦夷に関する記事の初めて出るところなので、編者は後の記事への導人として、とくに入念な紹介を行おうとしたのであろう」という指摘があるが、敏達紀には次に掲げるように景行朝の征討を先例として蝦夷への対応を定める箇所がある。

6. 惟、倭蝦夷者大足彦天皇之世、合殺者斬、応原者赦。

今朕遵_レ彼前例_一、欲_レ誅_二元惡_一。

(敏達紀十年二月)

右のような例を踏まえるなら、景行紀の蝦夷関連記事が『日本書紀』におけるひとつの規範として意識されていると考えられる。導人としての念入りな紹介という観点、従うべき見方であろう。

ただし、景行紀の蝦夷関連記事が持つ文脈上の対応は右だけではない。それは4二重線部に見るように、蝦夷は「邪神」「姦鬼」と並んで征討対象とされている点である。特に「邪神」は他に葦原中国平定にしか用例がなく、日本武尊による蝦夷征討は葦原中国平定と関わりを持つことが推測される。このような蝦夷の位置づけは、右で確認したような漢籍に依拠した性格づけとは異なった構想の存在を示唆していると考えられる。以下節を改めて、さらに考察を続けてみたい。

三、蝦夷征討記事の特徴と史料性

『日本書紀』において蝦夷の用例が最も多く現れるのは征討記事であり、全体の四割を占めている。それらを征討にあたる人物を中心にまとめると次の通りである。

(1) 日本武尊 (景行紀四十年是歳)

(2) 御諸別王 (景行紀五十六年八月)

(3) 田道 (仁徳紀五十五年)

(4) 吉備臣尾代 (雄略紀二十三年八月)

(5) 上毛野君形名 (舒明紀九年是歳)

(6) 阿倍臣 (闕名) (斉明紀四年四月)

(7) 阿倍臣 (闕名) (斉明紀五年三月)

(8) 阿倍臣 (闕名) (斉明紀六年三月)

右について注目されるのは、記事の史料性について言及した坂本太郎⁽⁹⁾氏の説である。坂本氏によれば、(1)以外は特定の氏族の家記をもとにした記事であり、(2)(3)(5)は上毛野氏、(4)は吉備氏、(6)(7)(8)は阿倍氏の家記にもとづいているという。たとえば(2)は次のように記されている。

(2) 詔_レ御諸別王_一曰、汝父彦狭嶋王不_レ得_レ向_二任所_一而早薨。

故汝專領_二東国_一。是以御諸別王承_二天皇命_一、且欲_レ成_二父業_一、則行治之、早得_二善政_一。時蝦夷騷動。即拳_レ兵而擊焉。時蝦夷首帥足振辺・大羽振辺・遠津鬮男辺等叩頭而來之、頓首受_レ罪、尽献_二其地_一。因以免_二降者_一、而誅_レ不服。是以東久之無_レ事焉。由_レ是其子孫於_二今有_二東国_一。

(景行紀五十六年八月)

右は御諸別王の子孫が東国にいる由来を説いた記事である。

御諸別王は崇神紀四十八年に活目尊（のちの垂仁天皇）と夢占で皇位を争った豊城命を曾祖父に持つ人物であり、豊城命は「上毛野君・下毛野君之始祖」と位置づけられている。そのような人物について記す右の話では、蝦夷の叛乱について記されているものの具体的な平定の場面の描写はなく、帰服した結果のみが記されている。さらに以後久しく東国は事なきを得たと記す点線部を参照するなら、右で重視されているのは蝦夷平定に關わる武勇性ではなく、東国統治に關する政治手腕であることが読み取れるであろう。すなわち蝦夷の鎮圧は、御諸別王が東国に布いたという善政（二重線部）の一環として記されていると考えられるのである。そしてそのような功績を語ることが、今東国にいるという子孫（波線部）に一定の権威を与えることが推測される。「家記か、直接家記によらないまでも、家記的な思想によつて書かれたもの」とする坂本氏の指摘は従うべき見方であろう。

また(3)は次のように記されている。

(3)五十五年、蝦夷叛之。遣田道令擊。則為蝦夷所敗、以死于伊寺水門。時有從者。取得田道之手纏、与其妻。乃抱手纏而縊死。時人聞之流涕矣。是後蝦夷亦襲之略人民。因以掘田道墓。則有大蛇、發

瞋目自墓出以咋。蝦夷悉被蛇毒、而多死亡、唯一二人得免耳。故時人云、田道雖既亡、遂報讎。何死人之無知耶。（仁徳紀五十五年）

右では蝦夷の鎮圧に派遣された田道（上毛野君祖竹葉瀬）の弟が敗死し、その妻も後を追って縊死したことが記されている。後に再び人民の略奪を行った蝦夷が田道の墓を暴いたところ大蛇が現れて食らいつき、毒によって大多数が死亡したという。死してなお蝦夷を滅ぼし、仇を報いた田道を讃える内容であると読み取れるが、坂本氏は前後の脈絡なく唐突に蝦夷について語るこの記事は上毛野氏の「家に伝えた口碑」をもとにしているという。先に見たように、祖先の功績を讃えることで自らの出自に一定の権威を持たせることは氏族伝承の在り方として充分想定できると思われる。従うべき見方であろう。さらに蝦夷征討を通じて特定の人物を讃えるという構成は、次の話にも見て取ることができる。

(5)是歲、蝦夷叛不以朝。即拜大仁上毛野君形名、為將軍令討。還為蝦夷見敗、而走入巖、遂為賊所圍。軍衆悉漏城空之、將軍迷不知所如。時日暮、踰垣欲逃。爰方名君妻歎曰、慍哉、為蝦夷將見殺。則謂夫曰、汝祖等渡蒼海、跨万里、平水表政、以

威武^レ伝^レ於^レ後葉^一。今汝頓屈^レ先祖之名^一、必為^レ後世見^レ嗤^一。乃酌^レ酒、強之令^レ飲^レ夫、而親佩^レ夫之劍^一、張^レ十弓^一、令^レ女人數十^一俾^レ鳴^レ弦^一。既而夫更起之、取^レ仗而進之。

蝦夷以為、軍衆猶多、而稍引退之。於是散卒更聚、亦振旅焉。擊^レ蝦夷^一大敗、以悉虜。
(舒明紀九年是歲)

右では蝦夷討伐に派遣された上毛野君形名が敗走し、途方に暮れていたところ、形名の妻が剣を取って弦打をし、夫を鼓舞して蝦夷を打ち破ったことが記されている。形名の妻の女傑ぶりを記す話であるが、注目されるのは、先掲した(2)(3)も含め記事中に登場する蝦夷にほとんど具体的な記述が見られない点である。このような傾向は、多少の相違はあるにせよ、吉備臣尾代の奮戦を伝える(4)にも共通している。また三度にわたる阿倍氏の征討を記す(6)(7)(8)に関しても、熊谷公男氏は「記事の日時が月にかけられていること、書き出しの一文が同じ形式をとっていること、さらには阿倍臣が闕名になっていること」という共通点を指摘し、「内容的には、多数の船師を動員したとして立った記述になっている」ことから、阿倍氏の家記と見る坂本氏の説の妥当性を確かめている。つまり坂本氏が氏族伝承型に分類した記事はいずれも蝦夷より蝦夷征討にあたった人物の描

出に筆が費やされるという特徴を持っており、蝦夷そのものについて客観的に記しているとは見なしがたいのである。このような傾向は、実録型に分類される次の例にもあてはまる。

7. 天子問曰、此等蝦夷国^レ有^レ何方^一。使人^レ謹答、国有^レ東北^一。

天子問曰、蝦夷幾種^一。使人^レ謹答、^(a)類有^レ三種^一。遠者名^レ都加留^一、次者名^レ鹿蝦夷^一、近者名^レ熟蝦夷^一。^(b)今此熟蝦夷。每^レ歲入^レ貢本国之朝^一。天子問曰、其国有^レ五穀^一。

使人^レ謹答、^(c)無^レ之。食^レ肉存活^一。天子問曰、国有^レ屋舍^一。使人^レ謹答、^(d)無^レ之。深山之中止^レ住樹本^一。天子重曰、朕

見^レ蝦夷身面之異^一、極理喜怪。使人^レ遠來辛苦。退在^レ館裏^一。後更相見。
(齊明紀五年七月・伊吉連博徳書)

遣唐使随行録として著名な右の記録には、蝦夷を高宗に謁見させたことが記されている。そして高宗の問いかけに答える形で、蝦夷に関して次の四点が報告されている。

(a) 蝦夷には居住地の遠近に応じて三種類があること。

(b) 熟蝦夷と呼ばれる最も近い場所にいる蝦夷は毎年朝貢を行っていること。

(c) 蝦夷の国には五穀がなく肉食をしていること。

(d) 舍屋を持たず深山の樹の根元に住んでいること。

右のうち、蝦夷の生活に関する(c)(d)は前節で触れた景行紀の

描写に近い内容を持ち、事実とは異なることが考古学的見地から明らかにされている。^①そして工藤雅樹氏^②によれば、右の謁見の目的は、天皇の徳を慕って朝貢してくる夷狄の存在を示すこととで小帝国としての姿を誇示し、唐から百済・新羅に対する宗主国の地位を承認してもらう点にあったという。波線部に見るように、これらは蝦夷自身の口から語られているわけではなく、使人の言葉である点からも、蝦夷に対する忠実な記録であると見なすわけにはいかないであろう。自国の立場を主張するための恣意的な意義づけを考慮する必要があると思われる。

以上、前節で触れた景行紀以外に目を向けて、『日本書紀』における蝦夷関連記事を少しく見てきた。いずれの記事も蝦夷への言及があるものの、特定の人物の政治手腕や武勇性の高さを描く、もしくは自国の立場を主張するといった目的に沿って言及されており、蝦夷そのものについて客観的に記しているわけではないことが確認されるであろう。『日本書紀』における蝦夷の用例は、用例ごとにその史料性や言及の意図を念頭に検討を加える必要があり、全てを考察の対象にすると論点が拡散する恐れがある。そこで本稿では前述したように、『日本書紀』において典型例と目される景行紀の用例に焦点をあてて考察を続けてみたい。

四、景行紀の蝦夷征討の主題

景行紀の用例は、前掲した坂本氏の論では旧辞潤色型に分類されている。これは津田左右吉氏の「書紀の此の物語が、古事記の準拠となった旧辞がもたなつて、それから発展したものであることは、疑が無い」「書紀の物語は古事記のに新しい思想、新しい説話、を附加したものであることが、明かである」という見方を受け継いだものであり、津田氏、坂本氏ともにその発展ないし附加は斉明朝以降の現実の蝦夷経略という時勢が影響していると推測している。両氏の推測は『日本書紀』の日本武尊の東征が蝦夷を対象とする理由として一面を言い当てていると考えられるが、成立背景の推測だけでは、表現の細部まで検討が行き届かないもどかしさがあることも否めない。本節では前節の検討を踏まえつつ、さらに景行紀の検討を続けてみたい。

日本武尊の東征を他の征討記事と比較して注目されるのは、征討を担った人物を讃えるのではなく、天皇を讃える形を取っているという点である。該当部分を次に示す。

8. 爰日本武尊則從「上総・転入・陸奥国」。時大鏡懸於王

船、從海路廻於葦浦、横渡玉浦、至蝦夷境。蝦夷賊首・嶋津神・国津神等屯於竹水門而欲距。然遙視王船、予怖其威勢、而心裏知之不可勝、悉捨弓矢、望拜之曰、仰視君容、秀於人倫。若神之乎。欲知姓名。王对之曰、吾是現人神之子也。於是蝦夷等悉懷、則褰裳披浪、自扶王船而著岸。仍面縛服罪。故免其罪。因以俘其首帥、而令從身也。

(景行紀四十年是歲)

右の波線部では日本武尊の威容を見た蝦夷たちが「神か」と問いかけたのに対して、日本武尊は「現人神の子である」と答えている。自身の人並み外れた威容の淵源が天皇にあることを述べた部分と読み取れるが、この発言は征討に向かう際の「今亦頼神祇之靈、借天皇之威」(景行紀四十年七月)という言葉と対応しており、文脈上、右で讃えられているのは景行天皇であると解される。前節で触れた諸例のような氏族伝承的背景を負っているとは考えにくく、同じく蝦夷征討を記しているにも関わらず、坂本氏が日本武尊の蝦夷征討だけ氏族伝承型に分類しなかった点には、確かに納得できる面がある。このような相違が持つ意味を考えるため、東征の基点となる景行天皇の詔勅を検討してみたい。記紀それぞれの本文を次に掲げる。

9. 爾、天皇、亦、頻詔倭建命、言向和平東方十二道之荒夫琉神及摩都禰波奴人等而、副吉備臣等之祖、名御鉏友耳建日子而遣之時、給比比羅木之八尋矛。

(景行記)

10. 則天皇持斧鉞、以授日本武尊曰、朕聞、其東夷也識性暴強、凌犯為宗。村之無長、邑之勿首。各貪封堺並相盜略。亦山有邪神、郊有姦鬼。遮衢塞徑、多令苦人。其東夷之中、蝦夷是尤強焉。男女交居、父子無別。冬則宿穴、夏則住櫟。衣毛飲血、昆弟相疑。登山如飛禽、行草如走獸。承恩則忘、見怨必報。是以箭藏頭髻、刀佩衣中。或聚党類而犯辺堺。或伺農桑以略人民。擊則隱草、追則入山。故往古以來、未染王化。(中略)願深謀遠慮、探姦伺變、示之以威、懷之以德、不煩兵甲、自令臣順。即巧言而調暴神、振武以攘姦鬼。

(景行紀四十年七月)

右を比べて注目されるのは、『古事記』は東方十二道の荒ぶる神・まつろわぬ人々を対象とするのに対して、『日本書紀』は蝦夷を主たる対象に据えている点である。このような相違は征討の目的および構想と深く関わるだけに、さらにその理由を

問う必要がある。そこで注目されるのは、『古事記』の東征は「言向和平」を目的とするのに対して、『日本書紀』は徳によって従える点に主眼があるという点である（二重線部）。同様の内容は日本武尊が征討の決意を述べた「往臨其境、示以徳教、猶有不服、即拳兵擊。」（景行紀四十年七月）という発言にも見て取ることができる。続く蝦夷征討の場面では、天皇の言葉の通り蝦夷たちが日本武尊の威容を見て畏れ、武器を捨てて「面縛服罪」したことが記されている（前掲8点線部）。

つまり天皇の徳によって従えるという構想は、『日本書紀』における日本武尊の蝦夷征討を貫くテーマであると読み取れるのである。このようなテーマを持つことを、一体どのように意義づけたいであろうか。

この点を考えるうえで、中華的世界観について論じた檀上寛氏の説に注目したい。檀上氏は、天下という概念について次のように述べている。

天下の中心には必ず天子（王）が存在し、その威徳の及び範囲が天下なのである、天下と天子とは切っても切れない関係にあり、ここが今日の世界と大きく異なる点である。

それゆえ観念的には、天下は天子の徳に応じて自由に伸縮し、明確な境域というものが存在しない。天子の徳が高

ければ高いほど天下は拡大し、逆の場合は縮小する。現実の皇帝が統治する天下も同様で、領域の拡大および朝貢国の増大が皇帝の有徳の証とされ、天下統治の正当性の根拠になった。

右の説に従えば、徳を示すことで蝦夷を従えるという構想は、中華の世界の拡大に他ならないことがうかがえるであろう。景行紀以降、蝦夷との間に朝貢関係が結ばれたことは、次の諸例（波線部）に見て取ることができる。

11. 三年冬十月辛未朔癸酉、東蝦夷悉朝貢。

（応神紀三年十月）

12. 是歲、蝦夷叛以不朝。

（舒明紀九年是歲）

13. 蝦夷・隼人率衆内属、詣闕朝獻。

（齊明紀元年是歲）

14. 秋七月辛巳朔甲申、蝦夷二百餘詣闕朝獻。饗賜贍給。

（齊明紀四年七月）

有加於常。

（齊明紀四年七月）

15. 今此熟蝦夷。每歲入貢本国之朝。

（齊明紀五年七月・伊吉連博徳書）

これらを参照すれば、景行紀の蝦夷征討は檀上氏が説く「朝貢国の増大」にあたり、天皇の「有徳の証」を語る例であると判断される。景行紀が東征を通じて描き出そうとしているのは、有徳の天皇像に他ならないと言つてよいであろう。氏族伝承的

背景が想定しにくいだけに、右のような特徴を持つに至った理由には、編纂段階における主題化を想定する必要があると考えられる。

松倉文比古氏¹⁵⁾によれば、右のような構想の背景には天照大神の神威による版図の拡大を説く意図が見出せるといふ。天皇の徳治の根源に神話的背景を指摘した説であり、従うべき視点であると考えられる。ただし景行紀（特に蝦夷征討）の負う神話的背景は、天照大神との関わりにのみ帰するべきだとは思われない。それというのでも蝦夷征討には次のような表現が見出せるからである。

4. 則天皇持_レ斧鉞、以授_二日本武尊_一曰、朕聞、其東夷也
識性暴強、凌犯為_レ宗。村之無_レ長、邑之勿_レ首。各貪_レ封
堺、並相盜略。亦山有_二邪神_一、郊有_二姦鬼_一。遮_レ衝塞_レ徑、
多令_レ苦_レ人。其東夷之中、蝦夷是尤強焉。

(景行紀四十年七月)

右で注目したいのは、蝦夷が「邪神」「姦鬼」と並んで征討対象になっている点である。前述したように、『日本書紀』における「邪神」は他に神代紀第九段本書（葦原中国平定）に見出せるのみである。無論、数少ない語句が共通するからと言って葦原中国平定と景行紀の蝦夷征討を同列に捉えることには、

慎重にならねばならない。現に4における「邪神」は景行天皇の詔勅末尾において「巧_レ言而調_二暴神_一」とも表現されている。しかし、このような言い換えは、単なる避板法であるとは言い難いように思われる。それというのも蝦夷関連記事には、次のような例があるからである

16. 於是綾糟等懼然恐懼、乃下_二泊瀬中流_一、面_二三諸岳_一、
歌_レ水而盟曰、臣等蝦夷自_レ今以後、子々孫々^{占部云先見}用_二
清明心_一、事_二奉天闕_一。臣等若違_レ盟者、天地諸神及天皇
靈、絶_レ滅_二臣種_一矣。

(敏達紀十年二月)

右は辺境への侵攻を咎められた蝦夷の魁帥綾糟らが、未代まで朝廷に仕えることを誓った例である。¹⁶⁾区分論で言えば16はa群に該当し、β群に該当する景行紀とは異なる編纂事情を持つと考えられる。しかし「惟、備蝦夷者大足_レ彦_レ天皇_レ之世、合_レ殺者斬、応_レ原者赦。今朕遵_二彼前例_一、欲_レ誅_二元惡_一。」(敏達紀十年二月)という詔勅に続いて記される16に景行紀とのつながりを想定することは、強ち無理であるとも思われない。両者は関わるという立場で考察を続けるが、右で注目したいのは、綾糟らの誓約が「三諸岳」（二重線部）に対してなされている点である。なぜ「三諸岳」、すなわち三輪山が蝦夷の誓約の対象になるのかを考えると、次の例は重要な意味を持つと思われる。

17. 四十八年春正月己卯朔戊子、天皇勅豊城命・活目尊

曰、汝等二子慈愛共育。不_レ知、曷_レ為_レ嗣。各宜_レ夢。朕以_レ夢占之。二皇子於_レ是被_レ命、淨沐而祈寐、各得_レ夢也。

会明、兄豊城命以_レ夢辭_二奏_一于天皇。曰、自登_二御諸

山_一向_レ東、而八廻弄槍八廻擊刀。弟活目尊以_レ夢辭_二奏言、

自登_二御諸山之嶺_一、繩_二組_一四方、逐_二食_レ粟雀_一。則天皇

相夢、謂_二三子_一曰、兄則一片向_レ東。當_レ治_二東國_一。弟是

悉臨_二四方_一。宜_レ繼_二朕位_一。（崇神紀四十八年正月）

右は崇神天皇が後嗣を決めるため、豊城命・活目尊の兄弟に夢占を行わせた例である。両者ともに夢の中で「御諸山」（傍線部）に登り、東方に向かって槍や刀を振るった豊城命は東国の統治を担い、繩を四方にめぐらして粟を食む雀を追い払った活目尊は皇位を継承したという。すなわち17には、東国統治の基点であるとともに、皇位継承の舞台としての三輪山を見出すことができる。東国の住人たる蝦夷が「天地諸神及天皇靈」による一族根絶という罰を自らに課して恭順を誓う16に、通じる性格を持つと言えよう。三輪山と言えば大物主神の鎮座する場所であり、岩波旧大系は「綾糟らは三輪大神に対して誓ったのである」と述べている。三輪山が東国統治との関わりを持つ理由には、大物主神（三輪大神）の存在が関わりと考えられる。

この点を『日本書紀』の作品論として、どこまで追求することができるであろうか。以下節を改めて、検討を続けてみたい。

五、蝦夷征討が負う神話的背景の変遷

前節では東国統治および皇位継承と関わる三輪山の例を確認した。この点を大物主神を中心に捉え直した場合、注目されるのは、神代紀の用例はすべて西條勉氏の言うタカミムスヒ系に属するという点である。この点にはすでに青木周平氏⁽⁸⁾による指摘があるものの、本稿の目的に沿って具体的に述べるため、次に用例を掲げてみたい。

18. 一書曰、大國主神、亦名_二大物主神_一、亦号_二作大己貴命、亦

曰_二葦原醜男_一、亦曰_二八千戈神_一、亦曰_二大國玉神_一、亦

曰_二頭國玉神_一。（神代上・第八段一書第六）

19. 大己貴神曰、唯然。廼知、汝是吾之幸魂・奇魂。今

欲_二何処住_一耶。对曰、吾欲_二住_一於日本國之三諸山。故

即_二宮_レ宮彼処、使_二就_レ而居_一。此_二大三輪之神也_一。此神之子

即_二甘茂君等・大三輪君等、又_二姫踏躰五十鈴姫命_一。又曰、

事代主神、化_二爲_一八尋熊罴、通_二三嶋溝織姫_一、或云、玉

櫛姫、而生_二兒_レ姫踏躰五十鈴姫命_一。是_レ爲_二神_一日本磐余彦

火出見天皇之后也。

(神代上・第八段一書第六)

20. 故経津主神以岐神為郷導、周流削平。有逆命者即加斬戮、帰順者仍加褒美。是時、帰順之首渠者、大物主神及事代主神。及合八十萬神於天高市、帥以昇天、陳其誠款之至。時高皇產靈尊勅大物主神、汝若以國神為妻、吾猶謂汝有三疏心。故今以吾女三穗津姫配汝為妻。宜領八十萬神、永為皇孫奉護、乃使還降之。

(神代下・第九段一書第二)

右について論じるうえでおさえておきたいことは、葦原中国平定から天孫降臨を説く第九段の本文は、天孫降臨を主導する司令神によって大きく二つに分類できる点である。すなわち高皇産靈尊を司令神とするタカミムスヒ系(本書、一書第四、一書第六)と、天照大神を司令神とするアマテラス系(一書第一、一書第二)である。この区分は天孫降臨前の葦原中国の様子をどう表現するかという点とも密接に関わっており、前者は草木がもの言う様を記すのに対し、後者はざわざわと音のする様を記すという相違がある。

右のような区分を念頭に先掲本文を見た場合、「夫葦原中国、本自荒芒。至及磐石・草木一威能強暴。」(第八段一書第六)と草木への言及がある1819は、タカミムスヒ系へ連なる所伝であ

ると位置づけられる。また20は、降臨の場面に注目するとアマテラス系に分類されるものの、国譲りの場面では高皇産靈尊が司令神としての役割を担っており、中村啓信氏は「高皇産靈尊の神話の中に天照大神の神話が挿入の形で組み込まれている」と指摘する。大物主神に関して言えば、やり取りが記されるのは高皇産靈尊のみであり、タカミムスヒ系に属すると見て問題ないと思われる。

以上のように大物主神はタカミムスヒ系の神話に属すると考えられるが、この点を踏まえて注目したいのは、景行紀には日本武尊が捕虜とした蝦夷を御諸山のほとりに置く描写が見られる点である。該当例を次に掲げる。

21. 於是所献神宮。蝦夷等昼夜喧譁、出入無礼。時倭

姫命曰、是蝦夷等不可近就於神宮。則進上於朝廷。仍令安置御諸山傍。未經幾時、悉伐神山樹、叫呼隣里、而脅人民。天皇聞之、詔群卿曰、其置神山傍之蝦夷是本有獸心、難住中国。故随其情願、令班邦畿之外。是今播磨・讃岐・伊勢・安芸・阿波凡五国佐伯部之祖也。

(景行紀五十一年八月)

波線部のような措置が取られたのは、御諸山に前掲17のような東国統治の権能が期待されていたからであろう。そして御諸

山がそのような権能を担うのは、20に見るように、大物主神に八十万神の首長としての役割があるからだと考えられる。特に「帰順之首渠者」（二重線部）という表現に注目するならば、その首長としての役割は、本来皇孫に付き従っていなかった神々の統率にあることが推測される。蝦夷が独自の神を祭っていたらしきことは次の用例（波線部）が示しており、大物主神が東国統治に神威を発揮する理由は、この点に求めることができると思われる。

22. 鬮田蝦夷恩荷進而誓曰、不_レ為_二官軍_一故持_弓矢_上。但奴等性食_レ肉故持。若為_二官軍_一、以儲_二弓矢_一、鬮田浦神知矣。将_二清白心仕_二官朝_一矣。
（斉明紀四年四月）

23. 阿倍臣簡集鮑田・淳代二郡蝦夷二百四十一人、其虜三十一人、津輕郡蝦夷一百十二人、其虜四人、胆振鉏蝦夷二十人於一所、而大饗賜祿。即以_二船一隻与五色綵帛_一、祭_{彼地}神。
（斉明紀五年三月）

なお付言すると、20は一書であり、後段との関わりを想定するうえで問題がないわけではない。しかし、景行紀にも見えていた「邪神」の用例が他に登場するのは第九段本書であり、これもまたタカミムスヒ系に属する所伝である。タカミムスヒ系という枠組みのなかで関わりを想定することは、充分許容され

る理解であると思われるのである。

以上、景行紀の蝦夷征討には、タカミムスヒ系の神話に連なる諸要素が見出せることを論じてきた。このような考察は、必然的に八十万神の首長であるとともに皇孫の守護神たる大物主神の神威によつて東征を成功させるといふ構想が存したことを推測させる。しかし、そうとばかりも言い切れない面が日本武尊の東征には見出せる。それは日本武尊が伊勢神宮に由来する草薙剣を持つて東征に向いている点である（景行紀四十年十月）。天照大神との結びつきをうかがわせる要素であるが、『日本書紀』に十一例出てくる草薙剣の用例を見てみると、意外なほどに天照大神との関わりが薄いことが分かる。⁽²⁾ 唯一関わりが見出せるのは、「故天照大神乃賜_二天津彦彦火瓊杵尊、八坂瓊曲玉及八咫鏡・草薙劍、三種宝物_一」（神代下・第九段一書第一）というアマテラス系に属する一書の例である。景行紀の場合、伊勢神宮という媒介を欠くと、天照大神との結びつきは失われてしまうのである。このような細かい結びつきは、天照大神の神威を負つて東征へ出向くという構想が、充分内面化されていないことを示唆しているのではないか。

降臨を主導する司令神が高皇産靈尊から天照大神へと移り変わったと考えられることは、すでに諸氏によつて論じられてい

る。⁽²²⁾ また近年森博達氏は、「天照大神」「皇祖」という語がβ群に偏在することから、皇祖としての天照大神は文武朝以降に誕生したと具体的な成立時期の推定をしている。これらの指摘を踏まえるなら、日本武尊の蝦夷征討に見出せる諸要素は、タカミムスヒ系からアマテラス系へという司令神交替のうねりが、景行紀にも及んでいることを示していると考えられる。この点、景行天皇の詔勅末尾で「邪神」の平定を「巧言而調暴神」と表現していることは興味深い。なぜなら「巧言」という平定方法には、『古事記』の「言向」へ通じる響きを感じ取れるからである。『古事記』の東征が天照大御神の神威を負っていることは、須佐之男命が天照大御神へ献上し（上巻・八俣の大蛇退治）、邇々芸命の降臨とともに再び地上へもたらされた草那芸剣（上巻・天孫降臨）を帯びている点に明らかである。論点が蝦夷からずれるため詳細は別稿を期したいが、「邪神」「暴神」という表現の相違は単なる避板法ではなく、神話的背景の変遷を負った相違であると考えられる。伊勢神宮から御諸山、さらに畿外の五国へという佐伯部の起源譚としての蝦夷の彷徨も、かかる視点から理解すべき例であろう。

六、おわりに

以上、本稿では『日本書紀』の蝦夷関連記事に焦点をあてて考察を加えてきた。『日本書紀』における蝦夷は何らかの目的に資するよう言及された例が多く、特に景行紀の場合には、有徳の天皇像を描くというテーマに沿って言及されていると考えられる。ただし、景行紀の蝦夷征討が持つ特徴はそのような華夷思想の具現化に留まらない。蝦夷との対峙に際して神威を求め志向が見出されるのであり、それはタカミムスヒ系からアマテラス系へという司令神の交替と関わる形で書き記されたと考えられる。益田勝実氏⁽²³⁾によれば、そのような神人共闘への志向は原始性・古代性のおもかげを留めているという。神話世界への憧憬と大陸由来の知識とが縦糸と横糸のごとく絡まり合っ
て記事を紡ぎ出している点に『日本書紀』の魅力があり、その文目をいかに解きほぐしていくかが、我々研究者に課せられた使命であるという点であろう。撰録千三百年を機に『日本書紀』研究が一層発展することを祈念して、本稿のまとめとする。

- (注)
- (1) 武廣亮平「八世紀の『蝦夷』認識とその変遷」(『国立歴史民俗博物館 研究報告』第84集、平12・3)。武廣氏には「古代国家のエミシ支配政策」(『テーマで学ぶ日本古代史 政治・外交編』吉川弘文館、令2・6)もあり、本稿を成すにあたってこれらから多く学んだことを付記しておく。
- (2) 倉野憲司「言向」(『古典と上代精神』至文堂、昭17・3)。
- (3) 拙稿「道」『古事記』の東方十二道——(吉田修作編)「こぼの呪力——古代語から古代文学を読む」おうふう、平30・3)。
- (4) 津田左右吉「東国及びエミシに関する物語」(初出大13、『日本古典の研究』岩波書店、昭47・6)。
- (5) 坂本太郎「日本書紀と蝦夷」(初出昭31、『古事記と日本書紀』坂本太郎著作集第2巻、吉川弘文館、昭63・12)。
- (6) 井上光貞監訳『日本書紀 上』(中央公論社、昭62・3) 所収の校訂本文および校異(林勉氏校訂) 参照。
- (7) 谷川士清「日本書紀通証 二」(小島憲之解題、臨川書店、昭53・11)。
- (8) 河村秀根、益根「書紀集解 二」(阿部秋生解題・小島憲之補注、臨川書店、昭44・9)。
- (9) 坂本氏注5同論文。
- (10) 熊谷公男「阿倍比羅夫北征記事に関する基礎的考察」(高橋富雄編『東古代史の研究』吉川弘文館、昭61・10)。同論は蝦夷関連記事に対する史料批判の白眉である。
- (11) 小学館新編日本古典文学全集『日本書紀③』頭注による。東北地方の考古学的成果は、伊東信雄「古代東北発掘」(学生社、昭48・10) 参照。
- (12) 工藤雅樹「毛人(エミシ)・蝦夷(エミシ)・蝦夷(エゾ)」(初出平12、『古代蝦夷』吉川弘文館、平23・11)。
- (13) 津田氏注4同論文。
- (14) 檀上寛『天下と天朝の中国史』第二章(岩波新書、平28・9)。
- (15) 松倉文比古「景行朝の構成」熊襲・九州親征記事を中心として——(『竜谷紀要』28巻2号、平19・3)。
- (16) 本文16に関する解釈は、熊谷公男「蝦夷の誓約」(『奈良古代史論集』第一集、昭60・5)、および同氏「古代王権とタマ(霊)——「天皇霊」を中心にして」(『日本史研究』308号、昭63・4) 参照。
- (17) 西條勉「アマテラス大神と皇祖神の誕生」(初出平6、『古事記と王家の系譜学』笠間書院、平17・11)。
- (18) 青木周平「倭成す大物主——記紀の比較を通して——」(初出平18、『青木周平著作集 上巻』古事記の文学的研究、おうふう、平27・3)。
- (19) タカミムスヒ系は「然彼地多有螢火光神及蠅声邪神。復有草木咸能言語」(神代下・第九段本書)と表現され、アマテラス系は「是時勝速日天忍穗耳尊立于天浮橋・而臨睨之曰、彼地未平矣。不須也頗傾凶目杵之国歎」(神代下・第九段一書第一)と表現されている。「彼地未平矣」は御巫本『日本書紀私記』に「曾乃久尔八左也介利」と付訓されており、嘉禎本『日本書紀』、乾元本『日本書紀』にも「未平ヤヤカリ」(乾元本はさらに左傍に「左也介利」とあり、これらの付訓による限りサヤグというざわめく様にあたる)と解される。
- (20) 中村啓信「タカミムスヒ」(初出昭43、『古事記の本性』おうふう、平12・1)。
- (21) 草薙劍の用例のうち、素戔嗚尊が献した対象を記しているのは「乃上ニ献於天神也」(神代上・第八段本書)、「乃遣ニ五世孫天之苜根神上奉於天」(神代上・第八段一書第四)という二例だが、『古事記』のように天照大御神に献したと明記していない点に留意したい。また所在を記した「今在尾張国吾湯市村」(第八段一書第二)、「此劍昔在素戔嗚尊許。今在於尾張国也」(神代上・第八段一書第三)という二例、そしてクサナギの名称の由来を説く「二云、王所佩劍

藁雲自抽之、薙攘王之傍草。因是得免。故号「其劍曰「草薙」也」(景行紀四十年是歲) という例のいづれにも天照大神との関わりは見出せない。

(22) 注17、20 同論文等参照。

(23) 森博達「皇祖神天照大神はいづ誕生したか―『日本書紀』区分論から史実を探る―」(『京都産業大学日本文化研究所紀要』19号、平26・3)。

(24) 益田勝実「殺戮―神々と人間の共業―(初出昭38、『日本列島人の思想』青土社、平27・12)。

※『日本書紀』『古事記』は小学館新編全集本を用いた。また『漢書』『礼記(十三経注疏)』は中華書局本、『文選』は宋尤袤刻本を用いて私に返り点を付した。なお注に掲げた論文を含め、本稿で引用したテキストはすべて新字体で統一した。